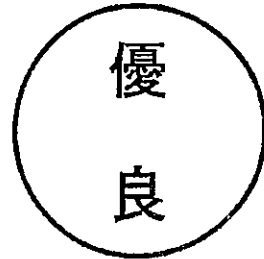


# 産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号

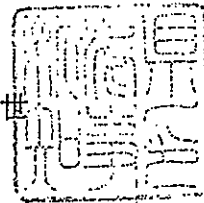
新潟メスキュード株式会社

代表取締役 佐藤 弘



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 4年10月21日

許可の有効年月日 令和11年 5月16日

## 1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県上越市大字上千原字大野2667番21

・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(12m<sup>2</sup>)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物に限る。)(12m<sup>2</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)(6m<sup>2</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物に限る。)(6m<sup>2</sup>)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(6m<sup>2</sup>)、がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る。)(6m<sup>2</sup>)、燃え殻(6m<sup>2</sup>)、汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)(9m<sup>2</sup>)、廃油(3.24m<sup>2</sup>)、廃酸(3.24m<sup>2</sup>)、廃アルカリ(3.24m<sup>2</sup>)、紙くず(9m<sup>2</sup>)、木くず(9m<sup>2</sup>)、繊維くず(9m<sup>2</sup>)、動植物性残さ(3.75m<sup>2</sup>)、ゴムくず(9m<sup>2</sup>)、金属くず(18m<sup>2</sup>)、鉍さい(4m<sup>2</sup>)、ばいじん(6m<sup>2</sup>) (以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等(6m<sup>2</sup>)

・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(36m<sup>3</sup>)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物に限る。)(36m<sup>3</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)(18m<sup>3</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物に限る。)(18m<sup>3</sup>)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(18m<sup>3</sup>)、がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る。)(18m<sup>3</sup>)、燃え殻(18m<sup>3</sup>)、汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)(18m<sup>3</sup>)、廃油(3.6m<sup>3</sup>)、廃酸(3.6m<sup>3</sup>)、廃アルカリ(3.6m<sup>3</sup>)、紙くず(18m<sup>3</sup>)、木くず(18m<sup>3</sup>)、繊維くず(18m<sup>3</sup>)、動植物性残さ(6m<sup>3</sup>)、ゴムくず(18m<sup>3</sup>)、金属くず(54m<sup>3</sup>)、鉍さい(8m<sup>3</sup>)、ばいじん(18m<sup>3</sup>) (以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等(18m<sup>3</sup>) (以上、屋内)

### 3 許可の条件

#### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更届出年月日 平成 9年10月 3日  
(代表者の変更 旧 金子 宗雄)
- ・変更許可年月日 平成10年 5月17日
- ・変更届出年月日 平成15年 4月11日  
(上越市積み替え保管場所の追加)
- ・更新許可年月日 平成15年 5月17日
- ・平成17年3月21日 新潟市の合併により西川町の積み替え保管施設削除
- ・平成19年4月1日 住所の表示の変更  
(旧 新潟県新潟市寺尾東一丁目19番19号)
- ・変更許可年月日 平成19年 4月20日  
(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、鉋さい、ばいじん(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)、動植物性残さ(積み替え・保管を除く。))の追加)
- ・更新許可年月日 平成20年 7月 4日
- ・変更許可年月日 平成20年 7月28日  
(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、鉋さい、ばいじん、動植物性残さ、石綿含有産業廃棄物を含むものについて「積み替え・保管を除く。」を「積み替え・保管を含む。」に変更)
- ・変更届出年月日 平成23年 2月25日  
(積み替え・保管場所(上越市大字上千原)の追加)
- ・変更届出年月日 平成23年 4月 5日  
(積み替え・保管場所(上越市大字黒井字八幡野)の削除)
- ・優良基準適合確認 平成25年 3月28日  
(許可の有効年月日が平成25年 5月16日から平成27年 5月16日に延長)
- ・更新許可年月日 平成27年 8月27日
- ・優良基準適合認定 平成27年 8月27日  
(許可の有効年月日が平成32年 5月16日から平成34年 5月16日に延長)
- ・変更届出年月日 令和 4年 9月27日  
(積み替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 令和 4年10月21日
- ・優良基準適合認定 令和 4年10月21日  
(許可の有効年月日が令和 9年 5月16日から令和11年 5月16日に延長)

#### 5 積み替え許可の有無

有 新潟市 第05910002903号

#### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 4年10月21日 更新許可)